

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

佐賀県公安委員会委員長 岸 川 美 和 子

### 佐賀県公安委員会規則第6号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成28年佐賀県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(報告等の要求) 第9条 略	(報告等の要求) 第9条 略 <u>(聴聞決定予定日の通知)</u> <u>第9条の2 法第4条第1項第8号ロ(法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による通知は、聴聞決定予定日通知書(様式第11号の2)により行うものとする。</u>

様式第11号の次に次の1様式を加える。

様式第 11 号の 2 (第 9 条の 2 関係)

第 年 月 日 号

殿

佐賀県公安委員会 印

聴聞決定予定日通知書

年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第 37 条第 2 項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日（当該立入りの結果に基づき 法第 26 条第 1 項の規定による風俗営業 法第 31 条の 25 第 1 項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日）を下記のとおり通知する。

記

1 営業所の名称

2 営業所の所在地

3 聴聞決定予定日

年 月 日

法第 4 条第 1 項第 8 号ロ（法第 31 条の 23 において準用する場合を含む。）の規定により、上記の聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした者（風俗営業又は特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）は、当該返納の日から起算して 5 年を経過するまで風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可を取得できないこととなります。

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。